共犯と身分について

大 谷

實

と比較しながら、若干の私見を述べてみたいと思います。 われる共犯論のなかでも、特に難しいと言われる「共犯と身分について」、現在の学界の状況を整理し、 ます。また、武漢大学客員教授として講演の機会を与えられまして、誠に光栄でございます。本日は絶望の章と言 この度は、尊敬する馬先生及び漠先生など、武漢大学法学院の先生からお招きをいただき、誠に有り難うござい 中国刑法

はじめに

Ι 問題の所在

(1) 三つの類型 共犯と身分の問題は日本では、只今申しましたように、非常に難しいと言われるのですが、で

共犯と身分について

職権濫用罪は、 共犯と身分については、そもそも何が問題となるのでしょうか。ちなみに、中国では、総則の「共同犯罪」の 日本の刑法六五条のような「身分犯の共犯」の規定はありません。しかし、 「国家機関公務員が、職権を濫用し又は職務を怠り、 公共の財産、 国家又は人民の利益に重大な損 例えば、 中国刑法三九七条の

害を与えたときは、三年以下の懲役又は拘留に処する」という場合、 ある者に限りますから、 この犯罪はわれわれの言う身分犯であり、おそらく中国でも共犯と身分の問題は、 行為の主体は、国家機関公務員という身分の 避けて

通れないと思います。

なかったものですが、公務員同士が共同して収賄したり、単純占有者と業務上占有者が横領の共犯関係に立ったよ りまして、例えば、収賄罪を妻と夫が共同して実現した場合などであります。なお、これは従来余り意識されてこ た場合、保護責任者の処罰はどうなるかです。三つ目は、身分者と非身分者とが共同して犯罪を実現した場合であ 場合、例えば、妻が公務員である夫の収賄を教唆した場合、妻にはいかなる犯罪が成立し処罰されるのかでありま うな場合も問題となり得ますが、 共犯と身分の問題で解決を求められているのは、二つの場合です。一つは、身分者に非身分者が加功した 非身分者に身分者が加功して犯罪を実現させた場合、 特に重要なのは、 一つ目と二つ目です。 例えば、 保護責任者が自分の子を他人に遺棄させ

規定を設けました。その第一項は、「犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、 (2)構成的身分犯と加減的身分犯 共犯とする」というものです。第二項は、「身分によって特に刑の軽重があるときは、 これらの問題を解決するために、日本の刑法は六五条の「身分犯と共犯」の 身分のない者に 身分のない者で

は通常の刑を科する」と規定しました。

減的身分犯又は不真正身分犯と称しています。要するに、身分犯は、身分の種類によって、①構成的身分犯 のを構成的身分犯または真正身分犯といいます。また、身分によって刑が加重されたり軽減される犯罪のことを加 は自己堕胎罪のように あります。 罪を構成しない犯罪、 身分犯)、②加減的身分犯(不真正身分犯)とに分かれることになります。 って刑罰の量に影響を与える犯罪があります。 一項や二七〇条の横領罪を組織体の者または公務員が行った場合に刑を加重するといったように、身分の存在によ ところで、この身分犯には、二つの種類があります。まず、 業務上横領罪のように業務上の占有者という身分があることによって刑が重くなったり、 中国刑法では、 「妊娠中の女子」という身分があるために刑が軽くなる犯罪があります。 例えば、三九九条の罪のように司法要員でなければ犯罪を構成しない犯罪 日本の刑法では、 日本の収賄罪のように公務員・仲裁人でなければ犯 身分のあることが犯罪の成立要件となっているも 今日の講演では、 先程の刑法六五条の 中国刑法三九八条 ある

遇」あるいは かについて、整理しておきたいと思います。日本では、身分というときは、一般の用語では「身の上」とか 成立や刑の軽重に影響を与える場合を意味しますから、男か女か、日本人か外国人か、 身分の意義と身分犯の種類 「社会的地位」という意味で使われますが、刑法で身分というときは、行為者の特別な性質が犯罪の ここで、身分犯とは何か、また、構成的身分犯と加減的身分犯はどう区別する 親族であるかどうか、 境

規定の文言にならって、

構成的身分犯、

加減的身分犯という用語を使うことに致します。

員か非公務員かといった人的な特性ばかりでなく、目的の有無、あるいは行為者が同意していたか否かも身分に当

五六卷五号

罪の成立や刑の加減に関係しますので、身分として捉えた方がよいと思います。 たることになります。 は入れるべきでないという見解もあります。けれども、これらも犯罪の主体として特殊な状態や関係を意味 判例もこのように広く考えていますが、身分は継続性を必要とする概念なので、 犯罪の成否に関係する目的、 目的や同 例え 犯 意

誘拐罪における 一五四条の文書偽造罪の「行使の目的」、中国刑法でいえば二五六条の「暴利の目的」、日本の二二五条の営利 「営利の目的」、中国刑法二一八条の「営利の目的」も身分に入ると考えます。

り、 に当たります。 に関わる場合でありますから、 職 における保護責任者などは、 の罪における「国家機関公務員」や「司法要員」がこれに当たると思います。 収賄罪における公務員・仲裁人、偽証罪における宣誓した証人、横領罪における占有者、 方、 構成的身分と加減的身分の区別ですが、 構成的身分犯か加減的身分犯かを形式的に区別するのは困難だという見解もあります。 他に、 業務上横領罪における業務上の占有者とか、 加減的身分であるといってよいと思います。もっとも、後でも触れますが、 日本の刑法では常習賭博罪における常習性、 構成的身分犯は、身分が犯罪の成否に関わる犯罪という意味であ 中国刑法にはないようですが保護責任者遺棄罪 業務上堕胎罪における医師などがこれ 加減的身分犯は、身分が刑の軽重 中国刑法でいえば汚

身分が責任の要素となっている場合が責任身分であり、構成的身分犯の大半は違法身分であるが、例えば、後で指 摘します常習面会強請罪は責任身分であるが構成的身分犯であるというのです。 れも後で出てきますので、 一言だけ申しておきますと、身分が行為の違法性の要素となっている場合が違法身分、 罪のように、

六五条一項と二項の適用を区別するために、

違法身分、

責任身分という分け方をする学説もあります。こ

るように、三項で「前二項に掲げる者と共同して横領した場合は、共犯とする」という規定を設けて、 行した場合の犯罪の成否及び刑の適用の取り扱いですが、中国刑法では、例えば、三八二条の職務上横領罪におけ 分者が関与した場合、②非身分者に身分者が関与した場合、それから、③身分者と非身分者とが共同して犯罪を実 (4) 何が問題か この身分犯について、実際に問題になりますのは、先程整理しましたように、①身分者に非身 各則的に解

旨かとも思われますが、 いとすればいかにも不当ですから、当然、身分犯の共犯を予定していることは明らかです。そこで、中国でも、 このように、各則で個別的に規定しているところからしますと、規定がない場合には共犯としては処罰しない趣 例えば、非公務員が公務員を教唆して収賄行為をさせた場合に、その非公務員を処罰しな

決しているようです

分犯の共犯規定を設けるべきであるという意見が強くなっているようですが、日本刑法は、先程も紹介しましたよ

うに六五条に規定を設けて、第一項で、「犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない

犯と「連帯して」あるいは身分犯に従属して、身分犯の共犯になることを明らかにしています。一方、 者であっても、共犯とする」として、非身分者でも単独で行えば処罰されないのに、共犯として関与すれば、 身分

刑を科し、非身分者については非身分者の刑を「個別的に」あるいは「独立して」科すことを明らかにしています。 「身分によって特に刑の軽重あるときは、身分のない者には通常の刑を科する」と定めまして、身分者には身分犯の

は身分が非身分者に連帯して作用し、 共犯と身分をめぐる本当の問題は、この規定の解釈にあります。 非身分者は身分がないのに「ある者」として扱われるのに対しまして、第二 特に問題の核心となっていますのは、第一項で

同志社法学 五六巻五号 四九三 (

は矛盾しているのではないかということが問題となってきたのであります。 は、 項では、身分は個別的に作用して、身分者と非身分者とは別々の扱いを受けることになります。これを共犯理論と の関連で見ますと、一項は、「共犯は正犯に従属する」という共犯従属性の考え方に馴染むのに対しまして、 共犯は正犯から独立して処罰されるという共犯独立性の考え方に馴染むことになりますために、 一項と二項と

Ⅱ 学説の現状

- 連帯的作用を、二項は、身分が責任の要素となっている場合に責任の個別的作用を定めた規定と考えます。 個別的に」という原理に基づく規定であり、一項は身分が行為の違法性にかかわる規定となっている場合に違法の は構成的身分犯及び加減的身分犯を通じて共犯の成立について定めた規定であるが、二項は、 すが、それでは、どの説が最も妥当でしょうか。 を規定したものと解します。この三つの学説を中心に、 ついて刑の個別的作用について定めた規定であると考えます。第二説は、 (1) 六五条一項は構成的身分犯について身分の連体的作用を、また、二項は加減的身分について身分の個別的作用 三つの学説 この矛盾を解消しようとして、大体三つの学説が主張されてきました。第一説は、六五条一項 日本の刑法学界では激しい論争が繰り広げられてきたので 六五条は、「違法性は連帯的に、 特に加減的身分犯に 責任は
- 行為」に他ならないとします。そして、一項の「共犯とする」という規定は、非身分者についても身分犯の共犯が (2)第一説とその問題点 まず、第一説は、二項の加減的身分犯も一項の「犯人の身分によって構成すべき犯罪

成立することを意味していると考え、一項は構成的身分犯、 二項は、「通常の刑を科する」としていますので、特に加減的身分犯に対する科刑について規定したとい 加減的身分犯を通じて「共犯の成立」についての規定

う解釈を示しました。

罪の正犯が成立し、甲には六五条一項により常習賭博罪の教唆犯が成立しますが、二項によって、 護責任者遺棄罪の正犯であり、 一八五条の単純賭博罪の刑を適用すると主張します。 例えば、 常習性を有しない甲が常習性を有する乙を教唆して賭博をさせた場合、乙には一八六条一項の常習賭博 甲は六五条一項により保護責任者遺棄罪の教唆犯が成立しますが、二項によって、 また、甲が乙を教唆して乙の老父を遺棄させた場合、 処罰については 乙は保

されているようですので、少し立ち入って検討したいと思います。まず、この説は、 この説に対しては、多くの批判が浴びせられていますが、必ずしもこの説の真意・意図が理解されないまま反対

単純遺棄罪の教唆犯の範囲で刑が科されると主張します。

説に立っていることに注意しなければなりません。共犯は、例えば、殺人罪のように、 **加功」するところにその本質があると考えます。また、保護責任者遺棄罪の共犯が成立するためには、** 共犯の本質について犯罪: 特定の犯罪の実現に向けて 保護責任

遺棄罪を実現したのですから、 責任者遺棄罪の正犯を実現させた以上は、共犯も保護責任者遺棄罪の共犯として、共犯の罪名は正犯の罪名と同じ そうすると、 共犯者が保護責任者であろうとなかろうと、 保護責任者遺棄罪の共同正犯あるいは教唆犯・幇助犯が成立するということになり 保護責任者遺棄罪を実現する行為に加功して保護

あるいは教唆、幇助といった形で関与する必要があり、それによって保護責任者

者遺棄罪の実現に向けて共同し、

同志社法学 五六巻五号

四九六 (一四七六

でなければならないと考えるのです。こうした考え方は、共犯の罪名は正犯の罪名に一致しなければならないとい

罪名従属性説とも呼ばれています。

規定を見ますと、「共同して犯罪を実行」(六〇条、六一条)、「教唆」(六一条)、「幇助」(六二条)」といった文言の 余談になりますが、ここで六五条の「加功」について触れておきたいと思います。刑法総則の第一章「共犯」の

ほかに、「加功」(六五条)という文言が規定されています。国語辞典によりますと、「加功」は加担と同義であっ すし、また、規定の仕方から考えて、共同正犯、教唆犯、幇助犯の全体を指して、「加功」としたと解すべきでし て、「力を添えて助けること、味方すること」だとされていますが、六五条一項には共同正犯も含まれると考えま

しかし、教唆犯や幇助犯の場合も、身分者の犯罪行為に加功することによって特定の犯罪を実現したのですから、 の者に同じ犯罪が成立するのは、共同正犯のように特定の構成要件の行為を共同して実行する場合でありますが、 さて、第一説は、この罪名従属性説に立って、六五条の一項と二項は矛盾しないと考えました。本来、二人以上 ょう。「関与」という文言も使われますが、「加功」と同じ意味と考えます。

構成的身分犯か加減的身分犯かを問わず、「共犯とする」としたと考えるのです。なお、この説が構成的身分犯に

員は収賄罪を実行することは不可能なのだから、非公務員と公務員が共同して収賄罪を実現することは不可能であ のは、犯罪共同説を厳格に貫こうとする趣旨に基づくということに留意しておく必要があります。例えば、 ついては特定の犯罪の共同実行ということはあり得ないとして、六五条一項には共同正犯は含まれないとしている

り、

構成的身分犯の共同正犯は認められないということになるのです。

こうして、六五条一項は構成的身分犯、 加減的身分犯を問わず、身分犯についての共犯つまり教唆犯と幇助犯の 的に

正身分犯について科刑の点を規定したものである」としか言っていませんので、その真意は測りかねます。 解釈することができたのですが、 成立を規定したものという結論になります。これによって、一項の構成的身分犯と二項の加減的身分犯を統 問題は二項の「通常の刑を科する」の解釈にあります。 第一説は、「これは不真 ある学

者は、「二項による個別化を一段低い科刑のレベルに封じ込め、その適用範囲を制限し、もって連帯の原理による

一項と二項の統一を図ろうとした」と説明しています。共犯の成立については、一項及び二項を通じて連帯的作用

共犯の成立の点では一項と二項は統一できていますので、その限りで連帯の原理は維持できているかもしれませ を認める限りで、 両者の統一を図ろうとしたという意味だと思うのですが、もう一つハッキリしません。 確かに、

ん。そして、構成的身分犯であると加減的身分犯であると、非身分者がそれに加工する以上は身分犯の共犯が成立

するとしたのは、当然とは言え妥当であったのです。

しかし、

成立した身分犯の共犯が、

科刑の点では非身分者は独立しているというのですから、

犯罪共同説に立つ

しましても、この説によると、 第一説からすると、一項と二項の間の矛盾を解消するまでには至っていないと言わなければなりません。 一項は、身分犯一般について共犯の成立を問題とする規定なのでありますから、二 いずれ

項の適用を問題とするときは、 まず一項を適用し、 罪名を確定したうえで刑の適用が行われるということになるわ

このようにして、第一説は、一項と二項の統一的解釈に努めたのですが、特に、六五条一項には共同正犯の適用

りません。 支持者を失ってきました。そして、何よりも共犯の本質の理解としての犯罪共同説に問題があるといわなければな はない、 あるいは二項では犯罪の成立と科刑を分断してしまうという不合理な結論をもたらすところから、

がこの説です。この説は、 (3)第二説とその問題点 それでは、第二説はどうでしょうか。第一説に代わって、近年有力になっていますの その間の矛盾に合理的基礎を与えて理論的に解消しようとするものであります。この説によりますと、 なるほど一項と二項との間には矛盾があるけれども、違法身分、責任身分という考え方

法益侵害を本質とし、 違法は連帯的に作用し、責任は個別的に作用する」という命題に基づくものであるとします。すなわち、 項の連帯的作用に対し、二項の個別的作用を認めるのは、構成的身分か加減的身分かという理由からではなく、 法益侵害は二人以上の者が連帯して惹起することが可能であるから、 一項は、

定したのだと主張するのです。 者に固有の一身的なものであるから、二項は、責任身分について、犯罪の成立・処罰が個別的に作用することを規 いて犯罪の成立・処罰が連帯的に作用することを規定したものである。これに対し、責任は非難可能性として行為

ては連帯的に作用すると解するのです。例えば、刑法一九四条の特別公務員職権乱用罪は、逮捕・監禁罪の刑を加 分犯と規定されているかとは関係なく、すべての関与者は連帯して実現することができるから、 もう少し砕いて申しますと、法益侵害としての違法は、 形式的に構成的身分犯として規定されているか加減的身 犯罪の成立につい

重したものとして加減的身分犯であるが、刑を加重する根拠が職務執行の公正にあるとすれば、警察官に一九四条

それに関与した非業務者は、六五条二項によって単純横領罪の共犯が成立することになるというのです。 す。例えば、二五三条の業務上横領罪の刑が重くされているのは責任を重くするという理由からであるとすると、 構成的身分犯であろうと加減的身分犯であろうと、常に個別的にのみ作用し、「身分のない者には通常の刑を科す の責任は一身的なものとして、常に個別に評価されるものであるから、責任を基礎付ける身分つまり責任身分は、 項により一九四条の教唆犯として罰すべきであるということになるのです。これに対して、犯罪関与者の一人一人 の行為を教唆した私人は、六五条二項によって二二〇条一項の逮捕・監禁罪の教唆犯とすべきではなく、六五条一 る」として、責任身分者と非身分者については、それぞれの罪が成立し、その法定刑で処罰するというのでありま

ます。 あってもその身分が責任に関する身分と解されるときは、その犯罪は非身分者には連帯的に作用しないことになり このように、六五条一項は違法身分に関する規定、二項は責任身分に関する規定と考えますと、構成的身分犯で 逆に、 この見解は、 加減的身分犯であってもその身分が法益侵害に関するものであるときは連帯的に作用することになり 一項と二項の矛盾に実質的根拠を与え、それを解消する見解として、極めて魅力的でありま

営利の目的を有する者なども加減的身分犯なのです。

ら疑問が出ています。私は、不勉強で、中国刑法についてどの犯罪が違法身分犯でどれが責任身分犯であるかは分 しかし、このような考え方は、現行刑法六五条の解釈として果たして可能なのかについては、 既に多くの論者か

す。

かりませんが、日本刑法では、例えば、暴力行為等処罰法二条二項は、「常習として故なく面会を強請」する行為 共犯と身分について 五六巻五号 四九九

問題となりますが、非身分者に適用されるべき通常の刑はありませんから、 ます。こうして、構成的身分犯であっても責任身分犯であるときは、六五条一項の適用はなく、専ら二項の適用が ありませんから、 きたように見えるのですが、しかし、只今の常習面会強請罪についての解決は、 なります。 を処罰しており、 常習者としての責任を考慮して特に構成要件を設けたと考えますと、 第二説は、「違法は連帯的に、 面会強請は常習として行わない限り犯罪を構成しませんから、この犯罪は構成的身分犯です。そ 六五条一項の適用はなく、非常習者が常習者に関与した場合は、 責任は個別的に」という命題から六五条の一項と二項を合理的 結局、 第二説では非身分者に連帯することは 何か腑に落ちないものがありま 身分者に連帯しないことになり 非身分者は処罰されないことに に解釈で

す。

る必要はあります。 強請罪という構成要件はないのですから、六五条一項を適用して、非身分者に常習面会強請罪の共犯として処罰さ なかったのですから、 今の例のように共犯者は処罰されない場合が出てくることになりますが、これはいかにも不当であり、 しているのはその趣旨ですが、しかし、それは立法論の問題でありまして、解釈上は情状で刑を減軽するほかにあ れると解するのが自然でしょう。もっとも、この場合、常習性はないのですから、刑を法律上減軽できるようにす の趣旨に即さないということです。常習面会強請罪の例でみますと、非身分者が関与しなければ正犯行為は行われ 第二説の 問題点としては、二つあります。 改正刑法草案三一項但書は、「その刑を減軽することができる」として、 非身分者がいかなる責任も認められないものとして不可罰になるのは不合理です。 一つは、 構成的身分犯であっても、 責任身分犯であるとしますと、 法律上の減軽 六五条 単純 規定と 面会 二項 只

りませく

きないばかりか、 責任を減少させるという意味で責任身分であるともいえます。その意味で、違法身分か責任身分かは簡単に区別で 罪は同意の存在を要件として刑を七年以下の懲役に減軽しているのですが、その根拠は、 るという政策も考慮されて重く罰せられているとも考えられます。また、例えば、日本の刑法二〇二条の同意殺人 法身分と、公務員としての義務に反しているという責任身分が含まれているばかりでなく、公務員の汚職を防止す がある場合には刑を加重するとしていますが、これは違法身分なのか責任身分なのか。私は公務を害するという違 体に問題があるということです。例えば、先程の中国刑法二七一条一項の罪について、二項は公務員としての身分 ているために殺人の違法性が減少しているという意味で違法身分であるとともに、同意している者を殺害するのは もう一つは、この説は、違法身分と責任身分の区別は自明のものであることを前提としていますが、その前提自 政策的な考慮も無視できないのですから、第二説の前提自体が問われなければならないと思いま おそらく相手方が同意し

テーゼは有力になり、 とはいえ、法益侵害説、結果無価値論が有力になるにしたがって、「違法は連帯的に、責任は個別的に」という 第二説の支持者は多数を占めるようになりました。

す。

規定であるする見解が有力になってまいります。ちなみに、この第三説は、日本の教科書で通説・判例として整理 に、条文をそのままの形で解釈し、六五条一項は構成的身分犯に関する規定であり、二項は加減的身分犯に関する (4) 第三説 (通説 ・判例)と問題点 このように、第一説、 第二説にはそれぞれ疑問があるところから、 端的

と身分について

されていますが、第二説が多数を占めつつある現在、 通説とするのには若干の異論があろうかと思います。

れに関与すれば身分が連帯して作用するから、 それはともかく、 第三説によりますと、例えば、 非身分者には収賄罪の共同正犯、 日本刑法一九七条の収賄罪の構成的身分犯では、非身分者がこ 教唆犯または幇助犯が成立し、収

賄罪の刑の範囲で処罰されることになります。また、責任身分犯とされる先程の常習面談強請罪についても、 者でなければ面談強請行為は処罰されませんから構成的身分犯でありまして、 非常習者が常習面談強請罪に関与す 常習

れば共犯が成立し、

その罪の刑の範囲で処罰されることになります。

保護責任者遺棄罪の共犯になるというのが、この立場の結論です。そして、 ますが、 保護責任者が保護責任者でない者に関与して遺棄罪を犯させたときは、 保護責任者でない者が保護責任者に加功して要扶助者を遺棄したときは、正犯は保護責任者遺棄罪となり 加減的身分犯として六五条二項の適用を受け、関与者には単純遺棄罪の共犯が成立することになります。 判例もこの結論を採っているといえま 正犯は単純遺棄罪ですが、 関与者は

す。

又は脅迫したときは、 という批判です。 法身分犯と責任身分犯の区別が困難であるのと同じように、構成的身分犯と加減的身分犯の区別もなかなか難し では、この説には問題がないでしょうか。この考え方に対する批判としては、大きく三つあります。一つは、違 例えば、刑法二三八条は、「窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぐために、 強盗として論ずる」としているのですが、「窃盗」を窃盗犯人と解して、 事後強盗罪を身分

犯とするというのが判例の立場です。

しかし、

判例は構成的身分犯とするものと加減的身分犯とするものとに分か

れておりまして、このことは、構成的身分犯と加減的身分犯の区別が困難であることを示しているというのです。

構成的身分犯では連帯的に作用し、加減的身分犯では個別的に作用する実質的根拠が明らかでないとも批

加減的身分が個別性を有することを理論的に正当化することは、

判されています。

「構成的身分が連帯性を有し、

護責任者遺棄罪の共同正犯、 責任者遺棄罪につき、 ほとんど不可能である」とも言われているところです。第三に、 保護責任者が保護責任を有しない者に関与して要扶助者を遺棄した場合、保護責任者には保 教唆犯、 幇助犯が成立することになるが、これは共犯独立性説でなければ容認できな 六五条二項について、この説では、 例えば、 保護

Ⅲ 私の解決

r V

· 結論であるとも言われています。

為を共同し、 て実現し、 行為を通じて間接的に構成要件を実現し、 処罰根拠と共犯の本質をめぐる議論を踏まえる必要があるということです。私は、共犯の処罰根拠は、 支持してきました。その考え方をかいつまんで述べてみますと、まず、共犯と身分の議論の前提としては、 (1) 共犯の本質は、 基本的な考え方 あるいは特定の犯罪に関与することは必ずしも必要ではなく、むしろ、その犯罪が予定している実行行 あるいは実行行為に関与すれば足りると考えています。その意味で、私は、犯罪共同説でもなければ 実行行為に加功し、 私は、そうした批判があることを前提として、これまで次のように考えて第三説の結論を 法益侵害・危険の結果を惹起することにあるとする立場を取ります。そ あるいは実行行為に関与することにありますから、 特定の犯罪を共同し 正犯の実行 共犯の

同志社法学

行為共同説でもなく、 の行為を取れば通常はその構成要件が予定する法益侵害の結果を惹起するといえるような定型性を有するかどうか ついての共同ということを申しますから、具体的な処理としては私見と違わないと思いますが、 実行行為共同説を主張しているのです。もっとも、行為共同説の論者は犯罪の重要な行為に 大切なことは、そ

そこで、 共犯と身分においてもこの関係が認められる限り共犯が成立することになり、身分は連帯的に作用する

たのでありますから、それに関与した者は、すべて身分によって構成すべき犯罪でありまして、 を実現し、 ことになります。共犯における身分者と非身分者との関係を眺めてみますと、非身分者が身分者と共同して身分犯 あるいは非身分者が身分者に加功して身分犯を実現した場合、いずれも共犯関係の下に身分犯が実現し 構成的身分犯とし

先程の第一説が、 構成的身分犯、 加減的身分犯を通じて、六五条一項は犯罪成立の問題であるとしたのは、

て非身分者は連帯して処罰されるのは当然であると考えます。

に根拠があると考えるのです。もっとも、第一説は、「共犯とする」と規定したのは、共犯でない者を敢えて共犯

とするとする趣旨であると考えているようですが、私は、むしろ只今の当然のことを注意的に規定したものと理解 しています。

でありましょうか。二項は、「身分のない者には通常の刑を科する」として、科刑の個別性を定めたものでありま このようにして、六五条一項の連帯的作用は説明することができるのですが、では、二項はどのように解すべき しかし、犯罪の成立も行為者の一身的な事情を考慮するのは当然です。そこで、身分のない者には 一通常の

あるから構成的身分犯であるが、 刑を科する」とすることによって、 保護責任者遺棄罪について非保護責任者が関与した場合、保護責任者でなければこの罪は構成しないので 保護責任者はその一身的事情から特に刑を重くされているのであるから、 加減的身分犯についての共犯の構成要件を明らかにしたのだと考えるのです。

は、

のですが、身分者と非身分者とはそれぞれ各自の犯罪を実現するのですから、 もう少し説明しますと、 何故「通常の刑を科する」としたかですが、実行行為としては連帯して正犯を実現する 責任はもちろんのこと違法性におい

の成立を明らかにし、それによって処罰をするという趣旨と考えるのです。

保護責任者という主体を要素とする共犯としての構成要件を設けたもの、

言い換えますと加減的身分犯の共犯

の立場からしますと、 は責任身分と解して初めて実質的根拠が与えられると言うのですが、違法を法益侵害としてのみ捉える法益侵害説 ないし結果無価値論からすればそれでよいでしょうが、違法性を社会倫理規範に違反する法益侵害と解する二元説 ても個別的であり、したがって、処罰においても個別的な処理が必要だからです。第二説は、 違法も当然に個別的に作用すると言わなければなりません。「違法は連帯的に、 加減的身分犯の身分 責任は個別

的に」というドグマは、維持できないのです。

私見に対する批判を紹介しましたが、思考の順序としては、 犯を除いた構成的身分犯ということになります。 先に触れましたように、二項は加減的身分犯について特に犯罪の成立を定めたと考えますと、 先程、構成的身分犯か加減的身分犯かの区別は困難であるという 加減的身分犯かどうかから検討するのが筋ではない 一項は加減的身分

かと思います。そして、身分によって刑が加重されたり軽減されたりするのですから、 実行行為さえ共通すれば、

比較的容易に区別することができると考えています。

についての身分の個別的作用の実質的根拠が明らかでないという批判もありました。しかし、 行行為共同説から、 これまで主張してきた私見ですが、この説については、先にも触れましたように、 実行行為に従属している以上は、一身的事情によって処罰を個別化するのは当然であるという これについては、実 二項の加減的身分犯

答えで充分であろうと思います。

を認める罪名従属性を主張し、ここから判例や私の説などを批判するのです。 犯の正犯が成立し、 考えるかであります。 犯が成立すると解するのは、共犯独立性説の結論であると批判されているのですが、問題は、共犯の従属性をどう 方、これも先に触れた批判ですが、第一説から、 刑のみ通常の刑を科すべきだとしたのです。 第一説の論者は、制限従属性説を取っていながら、六五条二項については非身分者には身分 正犯が保護責任者遺棄罪なのに非身分者には単純遺棄罪の共 正犯について成立した犯罪に従属して共犯の成立

が成立している場合に、六五条二項によって非身分者が単純賭博罪で処罰されましても、何ら従属性には抵触する であるとして捉えますと、共犯の従属性は実行行為の従属性としなければなりません。そこで、常習賭博罪 行行為を通じて法益を侵害することにあると考え、実行行為を共同し、あるいはそれに関与することが共犯の本質 たしかに、法文で「通常の刑を科する」と規定していますので、刑の適用だけを規定しているように読めます 現に判例もかつてはそのような考え方に立っていました。しかし、先にも触れましたように、共犯の本質を実 の正犯

ことはないのです。

終わり

IV

共犯と身分の問題は、 冒頭申しましたように理論的一致を見ることは難しいようです。共犯論を研究する上では、この点に十分配 共犯の処罰根拠、 共犯の本質、その延長としての共犯従属性の考え方が微妙に関連します

慮する必要があります。

犯に連帯すると考えますので、通説・判例が正しいと考えています。 対立しています。 正犯は含まないとする見解、そして、④構成的身分犯につき共同正犯、教唆犯、 犯のみを含むとする見解、 く違うところは、 しかし、 実際上の取り扱いになりますと、それぞれの学説の間でそれほど大きな隔たりはありません。 私は、既にお話ししましたように、六五条一項は構成的身分犯については非身分者の共犯は身分 六五条一項の「共犯とする」の共犯の範囲にについてではないかと思います。 ②教唆犯、 幇助犯に限り共同正犯は含まないとする見解、 幇助犯を含むとする通説 ③構成的身分犯について共同 学説は、 ①共同正 一番大き ・判例が

場合の取り扱いは、少し注意する必要があるように思います。これも、先に検討しましたので注意だけにとどめま 適用を分断する解釈として、不当であることは明らかです。ただ、これに関連して、身分者が非身分者に関与した 刑は通常のものとするという解釈ですが、私見からはそれを容認することはできませんし、 犯罪の成立と刑の

最後に、もう一つの対立ですが、既に詳しく検討したように、六五条二項につきまして犯罪の成立は正犯に従属

すが、六五条二項は、身分のある者については身分に応じた犯罪の成立を認めて処罰するという趣旨に基づいた規

定ですので、例えば、正犯が単純遺棄罪であっても保護責任者遺棄罪の共犯を認めることになります。ただ、常に

そうであるわけではなく、その関与の仕方が保護責任に反しているときに限られると解すべきです。その点は、常

習賭博罪の場合にも妥当するのでありまして、常習者が単純賭博に加功した場合、常に常習賭博の共犯となるので

はなく、常習性の発現として行われたときに限られるということです。

以上、「共犯と身分」に関するわが国の理論状況を紹介・検討し、私見を述べてみました。中国刑法の規定を充分

検討しないで述べましたことを申し訳なく思い、心からお詫び致します。長時間、ご清聴ありがとうございました。 (二○○四年九月二日に中国武漢大学法学院において行った講演の原稿に加筆・訂正したものです。)